

新旧対照表

【製造たばこの小売定価の認可の申請等に伴う輸入価格確認事務取扱要領（昭和60年3月27日蔵関第320号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 小売定価の認可の申請時の確認 (1)及び(2) (省略) (3) 認可申請書の処理等 認可申請書及び仕入書等に基づき輸入価格が適正に計算されたものであることを確認し、「税關確認欄」に<u>通し番号</u>を付したうえ、認可申請書を申請者に返却する。 (4) (省略) 2 及び 3 (省略)</p>	<p>1 小売定価の認可の申請時の確認 (1)及び(2) (同左) (3) 認可申請書の処理等 認可申請書及び仕入書等に基づき輸入価格が適正に計算されたものであると認められる場合には、「税關確認欄」に<u>審査印</u>を押なしし、認可申請書を申請者に返却する。 (4) (同左) 2 及び 3 (同左)</p>